

【良くわかる 商法・会社法】(月曜日 7 時限)

藤野 高弘

講義のねらい

本講義は、会社法を中心に、条文、通説、判例の理解に重点を置き、商法の基礎力の養成を目標とします。

また、論文式の問題を題材に検討することで、論文式問題の答案の書き方についても身に付けていただきたいと考えております。

講義の内容・授業スケジュール

商法を中心となるのは会社法です。

会社法において重要なのは、正確な条文の理解、知識であり、民法などと比較すると論点についての学説等の知識はそれほど多くは要求されず、論点に関しては、重要な判例をおさえておけば、十分に対応できます。

法科大学院入試、司法試験などにおいても条文や基本的な論点の正確な理解がポイントになると思われます。

しかし、会社法の条文は、準用条文や読替規定が多いなどの構造上の問題と、実際の企業の活動において、その条文がどのように機能しているのかがイメージしにくいいため、非常に読みづらいです。

そこで、本講義では、司法試験予備試験、旧司法試験などの論文式や択一式の問題、判例などを題材に、問題の出発点となる条文の内容及び趣旨、問題において問われている論点などを検討することで、会社法の構造、条文、基本的な論点を理解していただくことを目的として講義を進めてまいります。

また、過去の問題を題材とすることで、答案の書き方や択一式の問題についてのアプローチの仕方についても、意識して進める方針です。

商法では、会社法に多くの時間を割かざるを得ないため、手形法については、中心的な条文、論点に関して、旧司法試験の問題などを題材としてご説明します。

また、商法総則・商行為については会社法の問題の中に織り込まれている範囲でご説明します。

教科書等

講義時点での条文が記載された六法を用意してください。

レジュメを配布し、それに沿って講義を進めるので、教科書等は指定しませんが、講義の中で参考となる基本書はお知らせします。